

## 志摩市消防本部N e t 119 緊急通報システムの運用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、志摩市消防本部N e t 119 緊急通報システム(以下「N e t 119」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、N e t 119 とは、会話が不自由なために119番通報の利用が困難な聴覚・言語機能障がい者が、自らが保有するインターネット端末(インターネット機能を利用することができる携帯電話又はスマートフォン等をいう。以下同じ。)を利用して、消防機関へ緊急通報することができる相互通報を目的としたシステムをいう。

### (対象者)

第3条 N e t 119 を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 聴覚、音声機能、言語機能、又はそしゃく機能の障がい等により、音声で会話することが困難である者で、志摩市消防本部管内に在住、又は在勤、若しくは在学の者
- (2) 前号に掲げる者のほか、消防長が特に必要があると認める者

### (登録の申請)

第4条 N e t 119 を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、N e t 119 緊急通報システム利用登録・変更・廃止申請書兼同意書(別記様式及び別記様式その2。以下「申請書」という。)を消防長に提出しなければならない。

### (登録審査及び通知)

第5条 消防長は、前条の申請を受理したときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、当該申請者をN e t 119 の利用者として登録するもの(以下「登録者」という。)とする。

2 消防長は、登録を行ったときは、登録が完了した案内を申請者のメールアドレスに通知するものとする。

### (変更等の届出)

第6条 前条の規定による登録者が、次の各号のいずれかに該当するときは、

申請書に必要事項を記載し、速やかに消防長に提出しなければならない。

- (1) 申請書の記載事項に変更が生じたとき。
- (2) 利用するインターネット端末を変更したとき。
- (3) 登録者としての登録を廃止するとき。

(登録の取消し)

第 7 条 消防長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の登録を取り消すことができる。

- (1) 前条第 3 号の規定による届出があったとき。
- (2) 虚偽、その他不正な手段により登録者となったとき。
- (3) 転居、死亡、その他の事由により、第 3 条に規定する対象者でなくなったとき。

(利用料)

第 8 条 N e t 119 の利用料は、無料とする。ただし、N e t 119 の登録及び緊急通報に伴う通信費用、その他インターネット端末の利用に係る費用は、登録者の負担とする。

(個人情報の取扱い)

第 9 条 個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)その他の関係法令を遵守し、登録者に関する情報の適切な管理及び保護に努め、目的外の利用は行わないものとする。

- 2 消防長は、N e t 119 の運用等に際し、登録者が損害等を受ける場合において、利用登録の事務以外の業務に係る一切の責を負わないものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓の施行の日の前日までに、解散前の志摩広域消防組合 N e t 119 緊急通報システムの運用に関する要綱(令和 2 年志摩広域消防組合訓令第 7 号)の規定によりなされた手続、その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和 7 年 3 月 31 日志摩市消防長訓第 14 号)  
この訓は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。